

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

『発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで』を基準とします。

※無症状の感染者については、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とします。

○「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。（発症日を 0 日目、症状が軽快した日を 0 日目と数えます。）